# 南相馬市 新型インフルエンザ等対策行動計画 (素案)

平成 26 年 10 月パブリックコメント手続き

平成26年 月策定 南相馬市

# 目次

# 【総論】

	はじめに
1	新型インフルエンザ等への対策の必要性
2	これまでの新型インフルエンザ等への対策
3	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
4	市行動計画の作成
	新型インフルエンザ等対策の基本方針
1	新型インフルエンザ等対策の目的
2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点6
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等
5	市行動計画の各段階の概要
6	対策における役割分担及び市組織体制
7	市行動計画の主要な対策25
8	関係計画との調整並びに業務継続計画及び行動マニュアルの策定 34
【各	·論】
	段階ごとの対策
1	未発生期における対策 36
2	海外発生期における対策 39
3	県内未発生(国内発生)期における対策42
4	県内発生早期における対策45
5	県内感染期における対策48
6	小事期における対等 52

# 【総論】

はじめに

# 1 新型インフルエンザ等への対策の必要性

インフルエンザウイルスは、表面の抗原性状を少しずつ変化させることで、毎年違った型のウイルスによる流行を引き起こしているが、過去におよそ10年から40年の周期で抗原性が全く異なる新型のインフルエンザウイルスが出現している。新型ウイルスが出現すると、人は免疫を持っていないことから、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害や社会経済活動に重大な被害をもたらすことが懸念される。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと 同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があり、自治体の危機管理としても重大な問題である。

#### 2 これまでの新型インフルエンザ等への対策

国では、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年(2005 年)に「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、県は、同年 12 月に「福島県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

本市においても、平成 22 年 2 月に「南相馬市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、対策を推進してきた。

# 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

平成 21 年 (2009 年) 4 月には、新型インフルエンザ (A/H1N1) がメキシコで確認され、世界的大流行となり、国内でも発生後 1 年余で約 2 千万人がり患したと推定されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16 (人口 10 万対)と、諸外国に比較して低い水準にとどまった。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ (A/H1N1) においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られた。

この新型インフルエンザ(A/H1N1)に対する対策を通じて得られた多くの知見や経験等を踏まえ、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。

以下、「特措法」という。)が制定された。

特措法では、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

#### <参考(内閣府 HP より)>

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

~危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために~

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

#### 1. 体制整備等

- (1) 行動計画の作成等の体制整備
  - ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
  - ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2)権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとすること
- (3)発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4)発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
  - ※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの
- (5)海外発生時の水際対策の的確な実施

# 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん廷。 により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

禁

#### 2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ① 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資





0

# 4 市行動計画の作成

平成25年(2013年)4月に特措法が施行されたことを受け、国は、同年6月に、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示す「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下、「政府行動計画」という。)を作成した。

これを受け、県では、同年 12 月に、特措法第 7 条に基づき、新たな「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画 (以下、「県行動計画」という。)」を作成した。

本市においても、特措法第8条に基づき、新型インフルエンザ等の脅威から市民の健康を守り、安心安全を確保する必要があることから、国、県の行動計画との整合性を保ちつつ、新たな「南相馬市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」)を作成し、市民や関係機関と連携し、対策を推進することにより、健康被害を最小限にとどめ、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう市としての対策を推進することとする。

なお、市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。) は、 以下のとおりである。

新型インフル	新型インフル	新型インフルエンザ(感染症法第6条第7項第1号)
エンザ等	エンザ等感染	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体
		3//12/27 (18 27 (12 12 27 ) 0 12 27 3 7 2 2 2 3 3 7 1 2 7 1 7 7 7 7 7 7 3 3 3 1 1
(特措法第2	症	とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を
条第1号)	(感染症法第	獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国
	6条第7項)	民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの
		再興型インフルエンザ(感染症法第6条第7項第2号)
		かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行するこ
		となく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興
		したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免
		疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延に
		より国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められ
		るもの
	新感染症	全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る(特措法
	(感染症法第	第2条第1号において限定)
	6条第9項)	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染
		性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病
		にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延に
		より国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められ
		るもの

# <参考(新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する都道府県担当課長会議より)>

	国として整合性ある対策の実施を	を確保するよう、国・地方公共団体に	は、行動計画を作成・公表
	<u>:3</u>	都道府県	市町村
Ħ	対策の実施に関する基本的な方針	対策の総合的な推進に関する事項	対策の総合的な推進に関する事項
助計画に規定する主は事項	国が実施する指置に関する事項 ・新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ に変異するおそれが高い動物のインフルエンザ の海外及び国内における発生の状況、動向 及び原因の情報収集 ・新型インフルエンザ等に関する情報の地方公 共団体、指定公共機関、事業者及び国民への 適切な方法による提供 ・国内初発の場合における現地対策本部による 対策の設施を的な程達 ・検疫、登録事業者の従業員等に対する特定接 種の実施その他の新型インフルエンザ等のま ん延の防止に関する措置 ・医療の提供体制の確保のための総合調整 ・生活関連物質の価格の安定のための指置そ の他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置	都道府県が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等の発生の状況、動向 及び原因の情報収集並びに調査 ・新型インフルエンザ等に関する情報の市町 村・指定地方公共機関、医療機関、事業者 及び住民への適切な方法による提供 ・感染を防止するための協力の要請その他の 新型インフルエンザ等のまん延の防止に関 する措置 ・医療従事者の確保その他の医療の提供体 制の確保に関する措置 ・物質の売渡しの要請その他の住民の生活及 び地域接済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの	市町村が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等に関する情報の事ま 者及び住民への適切な方法による提供 ・住民に対する予防接種の実施その他の新 型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・生活環境の保全その他の住民の生活及び 地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの
	登録事業者の従業員等に対する特定接種に係 る登録の基準に関する事項		
	都道府県行動計画及び指定公共機関業務計画 を作成する際の基準となるべき事項	市町村行動計画及び指定地方公共機関業務 計画を作成する際の基準となるべき事項	
	新型インフルエンザ等対策を実施するための体 制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための 体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するため の体制に関する事項
	地方公共団体やその他の関係機関相互の広域 的な連携協力の確保に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連 携に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との 連携に関する事項
E R	·関議 ·国会報告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見 聴取 ・内閣総理大臣に報告、必要な場合は助言・ 動告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意 見聴取 ・都道府県知事に報告、必要な場合は助言 勧告

# 新型インフルエンザ等対策の基本方針

# 1 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予測することは困難であり、また、その発生 そのものを阻止することは不可能であるとされている。交通手段が発達し、世界規模で大 量の人が移動する時代であり、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、日 本国内への侵入も避けられないと考えられる。ひとたび国内で発生すれば、県内、市内へ の感染拡大は避けられないものである。

また、新型インフルエンザ等では、基礎疾患を有する方等で重症化しやすいことや全国的に感染者の増加が見られることから、感染拡大による健康被害や社会経済的活動への被害が危惧される。

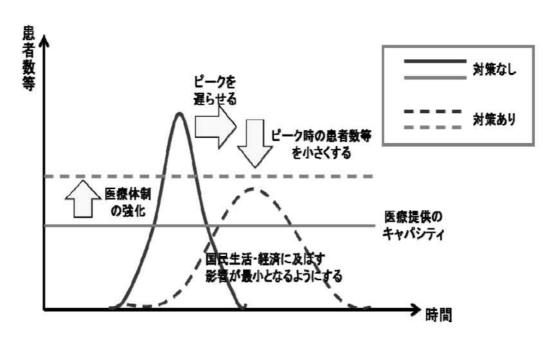
こうした事態を生じさせないよう次の点を目的として新型インフルエンザ等ウイルスの 特徴を踏まえ、情報収集を行い、実情に応じた対策を講じていく。

感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減すると ともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超 えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、事業所等の欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



対策の効果 概念図

# 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策にあたっては、科学的知見や政府行動計画、県行動計画を踏まえ、本市の交通機関の状況、医療状況、要支援者等状況、埋火葬状況、福祉施設、学校、企業状況、更には、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響による市民の市内外避難等本市の実情を考慮することとし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から収束するまでの状況に応じて、一連の流れをもった対策として、本市の行動計画をあらかじめ確立するものである。

なお、新型インフルエンザ等の発生の時期や形態について予測は常に変わり得ること、 新型インフルエンザ等対策については随時最新の科学的な知見や国内外の動向等踏まえて 見直す必要があること等から、本行動計画は随時見直していくこととする。

# 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画等に基づき、国や県と連携協力し、新型インフルエンザ等に対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととするが、この場合に、次の点に留意するものとする。

# (1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があること を前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって 、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

市の新型インフルエンザ等対策本部(南相馬市新型インフルエンザ等対策本部)(以下、「市対策本部」という。)は、政府の新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)及び県の新型インフルエンザ等対策本部(以下「県対策本部」という。)と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、必要に応じて、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

# (4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

# 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

#### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

市行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

なお、新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因 (人の免疫の状態等) 社会環境など多くの要素に左右されるものであり、また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め事前にこれらを正確に予測することは難しいとされていることから、実際に発生した場合に、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

患者の推計は、国の推計を用いると市人口の25%が新型インフルエンザ等にり患し、流行が8週間続くという想定の下での推計結果となる。

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエン ザ薬等による介入の影響(効果)、現在のわが国の医療体制、衛生状況等については考 慮されていない。

(単位:人)

		南相馬市	相双地区	福島県
人口		53,065	178,649	1,962,333
医唇機関受診者数(	医療機関受診者数(感染者数)		44,662	約20万人
区凉风两叉的石奴(	心不白奴	13,266	44,002	~約38万人
入院患者数	中等度	280	950	約8,000人
上限	重度	1,060	3,570	約30,000人
1日あたりの	中等度	50	180	約1,500人
最大入院患者数	重度	210	710	約6,000人
死亡者数	中等度	90	300	約2,600人
上限	重度	340	1,140	約9,800人

人口:南相馬市 平成26年9月4日現在 居住人口(他市町村避難者を含む)

相双地区 平成26年8月1日現在 福島県人口推計

福島県 平成24年10月1日現在 県行動計画(福島県人口推計)

【政府行動計画より抜粋】(政府行動計画における被害想定)

・全人口の 25%が新型インフルエンザにり患すると想定した場合、医療機関を

受診する患者数は、約1,300万人~約2,500万人と推計。

- ・入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去の世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約53万人、死亡者数の上限は約17万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約200万人、死亡者数の上限は約64万人となると推計。
- ・全人口の 25%がり患し、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下での入院 患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1 日当たりの最大入院 患者数は 10.1 万人(流行発生から 5 週目)と推計され、重度の場合、1 日当 たりの最大入院患者数は 39.9 万人と推計。
- ・なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフル エンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛 生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分 とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じ て見直しを行うこととする。
- ・なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

#### (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、国は以下のような影響を一つの例として想定している。

#### 【政府行動計画より抜粋】

- ・国民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。り 患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定 の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)職場に復帰する。
- ・ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する場合は、多く見積もって5% 程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養など

による)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを 見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが 想定される。

# 5 市行動計画の各段階の概要

新型インフルエンザ等対策は、発生状況等に応じてとるべき対応が異なるため、あらかじめ状況を想定し、各状況において迅速かつ的確な対応がとれるよう平時より対応方針を定めておくとともに、柔軟に対応していく必要がある。

市行動計画における発生段階は、国、県との連携した対応をとることが必要とされるため、政府行動計画及び県行動計画に準じた分類が求められるが、県との密接な連携が必要となるため、県行動計画の発生段階に合わせるものとする。ただし、実際の運用については患者の発生状況、病状、関連機関等の意見を踏まえ、柔軟な対応が必要である。

なお、国内の発生段階は、WHOのフェーズの引き上げ及び引き下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定される。また、地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染対策等については、柔軟に対応する必要があることから、県内における発生段階の移行については、県が必要に応じて国と協議の上、判断する。

# (1) 新型インフルエンザ発生段階の区分

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が
(国内発生)	発生しているが、県内では発生していない状態
(国内光土)	状況によって緊急事態宣言が発出されている状態
	・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全て
	の患者の接触歴を疫学調査で行うことができる状態
	・国内では都道府県ごとに状況が異なる可能性があり、国内で
県内発生早期	の発生段階としては、「国内発生早期」または「国内感染期」の
(市内発生早期)	いずれかとなる。
	国内発生早期∶国内のいずれかの都道府県で新型インフ
	ルエンザ等の患者が発生しているが、全て
	の患者の接触歴を疫学調査で追うことがで

	きる状態
	国内感染期∶国内のいずれかの都道府県で新型インフル
	エンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えな
	くなった状態
	状況によって緊急事態宣言が発出されている状態
	・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追
	えな〈なった状態
県内感染期	・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む
(市内感染期)	・国内では、国内感染期となるが、都道府県によって状況が異
	なる可能性がある
	状況によって緊急事態宣言が発出されている状態
	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとど
小康期	まっている状態
	状況によって緊急事態宣言が発出されている状態

<sup>\*</sup> 感染期の感染拡大期等の期間は、地域によって極めて短期となる可能性もあり、各段階での対策は、次の段階に移行していくことも念頭におきつつ、状況に応じた柔軟な対応を行うことが必要である。

# (2) 発生段階別目的と対策の考え方、主な対策

発生段階における対策の目的と主な対策については、以下のとおりであるが、各発生段階の期間は、極めて短期となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。よって、各段階での対策は次の段階に移行することを念頭に置きつつ、 状況に応じて対応を行う必要がある。

また、対策の内容は、発生段階のほかに、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)が発出されているかどうかによっても変化する。なお、緊急事態宣言は、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に、特措法に基づき政府が発出する。

発生段階	目的	対策の考え方、主な対策
未発生期	・発生時に備えて	新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分か
	体制の整備を行う	らないことから、平素から警戒を怠らず、国、県等と
	・国、県との連携	の連携を図り、体制構築等事前の準備を推進する
	の下に発生の早	とともに、市全体での認識共有を図るため、市民等
	期確認に努める	への継続的な情報提供を行う
		・新型インフルエンザ等が発生した場合の「実施体
		制と情報収集」、「情報提供・共有」、「予防・まん延
		防止」、「予防接種」、「市民生活及び地域経済の安
		定に関する措置」に関する体制の整備
		・庁内の体制の準備(南相馬市新型インフルエンザ
		等対策連絡会(以下「市対策連絡会」という。)設
		置、業務継続計画の策定、行動計画の見直し等)
		・国、県との連携強化
		・国、県等の調査研究、研修への参加
		・新型インフルエンザ等に関する情報の収集
		・市民等への継続的な情報提供(広報活動)・対策
		に必要な物資及び資材の備蓄、供給準備
		・特定接種への協力、住民接種が円滑に行えるよう
		な検討と準備(避難している市民等への接種も想定)
		・要援護者等世帯の把握とともに、支援に関する具
		体的手続きの検討・火葬、安置能力の把握
海外発生期	·国内、県内発生	発生した新型インフルエンザ等に関する情報収
		集を行い、市民等に注意喚起を促すとともに、国
	整備を行う	内、県内での発生に備え準備を進める
	・市民に対し情報	・海外、国、県の発生情報に関する把握
	提供を行う	・対策連絡会を設置
		・市対策本部の設置準備
		・県内及び市内発生に備えた体制の強化
		・国、県との連携強化、情報共有
		・市民等への継続的な情報提供、注意喚起
		・相談窓口の設置の準備
		・予防接種の準備
		・要援護者等世帯の把握、支援の準備
		・火葬能力を超えた場合の一時安置できる施設等
		の確保準備

発生段階	目的	対策の考え方、主な対策
県内未発生	・県内発生に備え	新型インフルエンザ等に関する情報収集と市民等
期	て体制の整備を	への注意喚起と情報提供を強化するとともに、予
(国内発生)	行う	防接種等対策の準備を急ぐ
	・市民に対し情報	・海外、国、県の発生情報に関する把握
	提供を行う	・市対策連絡会を設置
		・市対策本部の設置準備
		・県内及び市内発生に備えた体制の強化
		・国、県との連携強化、情報共有
		・市民等への継続的な情報提供、注意喚起
		・相談窓口の設置
		・特定接種の実施
		・住民接種の準備、実施
		・要援護者等世帯の把握、支援の準備
		・火葬能力を超えた場合の一時安置できる施設等
		の確保準備
		【緊急事態宣言が発出されている場合】
		・市対策本部の設置
		・国、県からの要請に基づき、市民等に対して不要
		不急の外出自粛や学校等の施設や興行場等の使
		用制限、各種催物の開催制限等を周知
		│·国が示す基本的対処方針に基づ〈臨時の予防接 │ 種の実施
		  ・電気、 ガス、 水を安定的かつ適切に供給するため
		   に必要な措置を講ずる

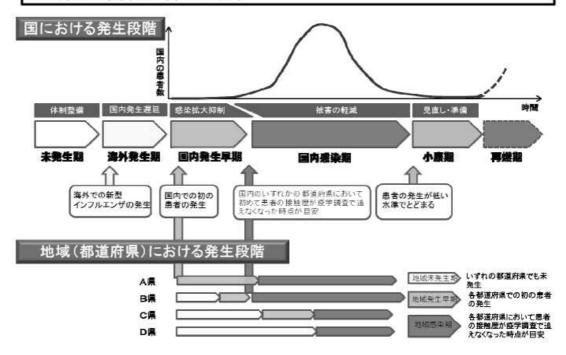
発生段階	目的	対策の考え方、主な対策
	・県内、市内での	
期	感染拡大をできる	ンザ等に関する情報収集と市民等への注意喚起と
(市内発生	限り抑える	   情報提供をさらに強化するとともに、予防接種等感
早期)	・感染拡大に備え	染予防対策を進める
	た体制の整備を	・市対策本部の設置
	行う	・国、県との連携強化、情報共有
	・市民に対し情報	・市民等への継続的な情報提供、注意喚起
	提供を行う	・学校等の臨時休校、集会・外出の自粛要請、個人
		防御の周知など公衆衛生対策の実施
		・相談窓口の体制強化
		・特定接種の実施
		・住民接種の準備、実施
		・要援護者等世帯の把握、支援
		・火葬能力を超えた場合の一時安置できる施設等
		の確保
		【緊急事態宣言が発出されている場合】
		・国、県からの要請に基づき、市民等に対して不要
		不急の外出自粛や学校等の施設や興行場等の使
		用制限、各種催物の開催制限等を周知
		・国が示す基本的対処方針に基づ〈臨時の予防接
		種の実施
		・電気、ガス、水を安定的かつ適切に供給するため
		に必要な措置を講ずる

発生段階	目的	対策の考え方、主な対策
県内感染期	・市民の健康被害	健康被害を最小限に抑えるため、新型インフルエン
(市内感染	を最小限に抑える	ザ等に関する情報収集と市民等への注意喚起と情
期)	・市民生活及び地	報提供を継続するとともに、予防接種等感染予防
	域経済への影響	対策を進める
	を最小限に抑える	・市対策本部の設置
	・死亡者や基礎疾	・国、県との連携強化、情報共有
	患を有する者等の	・市民等への継続的な情報提供、注意喚起
	重症化をできる限	・相談窓口の体制強化
	り減少させる	・特定接種の実施
		・住民接種の準備、実施
		・要援護者等世帯の把握、支援
		・火葬能力を超えた場合の一時安置できる施設等
		の確保
		【緊急事態宣言が発出されている場合】
		・国、県からの要請に基づき、市民等に対して不要
		不急の外出自粛や学校等の施設や興行場等の使
		用制限、各種催物の開催制限等を周知
		・住民接種(新臨時接種)の実施
		・電気、ガス、水を安定的かつ適切に供給するため
		に必要な措置を講ずる
		・特措法に基づ〈特例による埋葬火葬の実施
小康期	・市民生活及び地	第二波の流行に備え住民接種等の対策を進めると
	域経済の回復を	ともに、第一波の終息と第二波の可能性に関し市
	図る	民等への情報提供を行う
	・流行の第二波に	・実施体制の縮小、廃止
	備える	・感染期までの対策の評価を行い、次の流行に備
		えた対策の検討・実施
		・対策に必要な物資及び資材の備蓄、供給準備

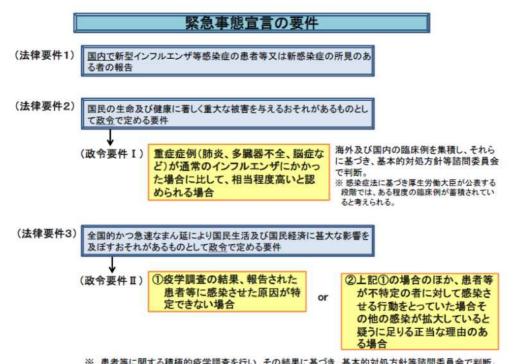
# <参考(政府行動計画より)>

<国及び地域(都道府県)における発生段階>

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期 への移行は、都道府県を単位として判断



<参考(新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する都道府県担当課長会議より)>



※ 患者等に関する積極的疫学調査を行い、その結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断。

#### 6 対策における役割分担及び市組織体制

# (1)対策における役割分担

#### ア国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県・市及び特措法第2条第6号及び第7号に規定する指定(地方)公共機関(以下「指定(地方)公共機関」という。)が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する(特措法第3条第1項)。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める(特措法第3条第2項)とともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める(特措法第3条第3項)。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

#### イ県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担うものであり、新型インフルエンザ等が発生した時には、政府の基本的対処方針に基づき、 県内の新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型 インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

県は、特に、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

新型インフルエンザ等の発生前は新型インフルエンザ等対策推進会議等による全庁 的な取組により、発生時には知事を本部長とする対策本部の下で、対策を総合的に推 進する。その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者等の意見を聴き、 対策を推進する。

また、平時から市町村や医療機関を含めた関係機関等と連携を図り、対策の実施について支援を行う。

# ウ市

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民への情報提供、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に

関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

# 工 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定を進めるとともに、地域における医療連携体制の整備について関係機関と連携を図ることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、 新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

# オ 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

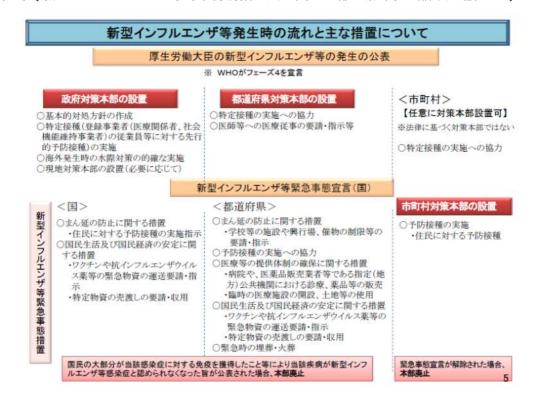
市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小する等対策が望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる(特措法第4条第1項及び第2項)。

#### 力 市民

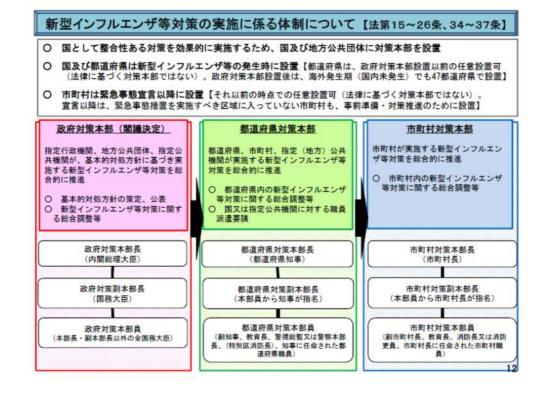
新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める(特措法第4条第1項)。

<参考(新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する都道府県担当課長会議より)>



<参考(新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する都道府県担当課長会議より)>



# (2) 対策における市組織体制

新型インフルエンザの発生・流行に伴い、市民の健康被害や社会的・経済的被害が 予想されることから、市は発生段階に応じて以下の組織を中心に新型インフルエンザ への対応体制を確立する。

#### ア 南相馬市新型インフルエンザ等対策連絡会

海外又は国内での新型インフルエンザの発生が確認された場合、必要な対策を迅速 に実施するために、感染症対策担当部の部長は、南相馬市新型インフルエンザ対策連 絡会を設置し、必要に応じて会議を開催する。

#### (ア)構成

・会 長:健康福祉部長

·副会長:地域医療担当理事

・構成員:市対策本部事務局を構成する部課の課長、相馬地方広域消防本部消防

長の指名する消防吏員

・事務局:健康づくり課

#### (イ)所管事項

・庁内における新型インフルエンザ等の情報の共有化を図るとともに、市民に対 し円滑な情報提供を行う

・新型インフルエンザ等対策の初動体制の準備及び確認を行う

# イ 南相馬市新型インフルエンザ等対策本部

特措法に基づき、政府が緊急事態宣言を発出した場合、または県内で新型インフルエンザの発生が確認された場合、市長は、特措法第34条に基づき、直ちに南相馬市新型インフルエンザ対策本部を設置し、必要な対策を迅速かつ総合的に推進する。対策本部の本部長である市長は、南相馬市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、必要に応じ、対策本部の会議を招集するとともに部を設置する。

# (ア)構成

・本 部 長:市長

·副本部長:副市長、教育長

・本 部 員:各部の部長・理事、相馬地方広域消防本部消防長(又は消防長の指 名する消防吏員)

· 事 務 局:健康福祉部、危機管理課、総務課、企画課、秘書課

・部の構成:各部

#### (イ)所管事項

・新型インフルエンザ等の発生動向を把握する

- ・市内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策を実施する
- ・国、県、関係機関との連絡調整を行う
- ・国、県からの不要不急の外出自粛や学校等の施設や興行場等の使用制限、各種 催物の開催制限等の要請に対し協力する(市民等に対する協力を要請する)
- ・必要に応じて、県対策本部に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合 調整を行うよう要請する

# ウ 新型インフルエンザ等対策における部(課)の役割

部(課)	役割
市対策連絡	1 市対策連絡会の庶務に関すること
会事務局	2 会議の開催及び運営に関すること
	3 庁内における新型インフルエンザ等の情報共有化に関すること
	4 市民に対する情報提供に関すること
	5 新型インフルエンザ等対策の初動体制に関すること
	6 その他新型インフルエンザ等対策に関すること
市対策本部	1 市対策本部の庶務に関すること
事務局	2 本部長の命令・指示等の伝達に関すること
	3 会議の開催及び運営に関すること
	4 総合的な対策の調整に関すること
	5 国、県、関係機関との連絡調整に関すること
	6 県対策本部に対する新型インフルエンザ等対策に関する総合調
	整の要請に関すること
	7 市の行政機能の維持(業務継続)及び各部の職員配備計画に関
	すること
	8 情報提供・共有(広報活動)に関すること
	9 対策の記録、保存に関すること
	10 その他本部長の指示する事項に関すること

部(課)	役割
各部共通	1 社会機能の維持に関する所管関係事業者の支援に関すること
	2 所管関係事業者に対する事業活動自粛に関すること
	3 所管する会議、イベント等の自粛に関すること
	4 所管する施設の利用に関すること
総務部	1 情報提供・共有(広報活動)に関すること(秘書課・情報政策課)
	ひばりFM、南相馬チャンネル、防災無線、HP 等多様な媒体を想定
	2 行政機能の維持(業務継続)及び職員の動員、並びに職員の健
	康管理(感染予防、まん延の防止)に関すること(総務課)
	3 市長(本部長)、副市長(副本部長)の秘書に関すること(秘書課)
	4 対策に使用する資機材の調達に関すること(税務課)
	5 車両の管理等輸送対策に関すること(財政課)
	6 緊急対策予算措置に関すること(財政課)
復興企画部	1 情報収集に関すること(除染対策課・農地除染課)
	2 市外避難者に対する情報提供·共有(広報活動)に関すること(新 エネルギー推進課、企画課)
	3 国、県、近隣市町村、避難先市町村、関係機関との連絡調整に関 すること(企画課)
	3 危機管理における庁内の調整に関すること(危機管理課)
	4 公共交通機関に関すること(企画課)
	5 患者搬送体制等消防署との調整に関すること(危機管理課)
	6 警察署、自衛隊等との調整に関すること(原子力損害対策課)
	7 各部における国、県、議会等に対する要望等並びに資料作成の
	総合調整に関すること(企画課)
	8 除染等復興事業従事者への情報提供・共有(広報活動)とその宿
	舎における感染予防及びまん延防止の指導に関すること(除染対
	策課·農地除染課)

部(課)	役割
市民生活部	1 食料、生活必需品の備蓄・確保・調達に関すること(市民課) 2 マスク、防護服等感染防止資材に関すること(市民課) 3 廃棄物の処理に関すること(生活環境課) 4 遺体の埋火葬・一時安置に関すること(生活環境課) 5 火葬作業従事者の感染防止に関すること(生活環境課) 6 海外渡航者に対する情報提供に関すること(市民課) 7 外国人に対する情報提供に関すること(市民課) 8 社会教育施設等の活動自粛や一時休館に関すること(文化スポーツ課) 9 情報提供・共有(広報活動)に関すること(文化スポーツ課) 生涯学習センターを拠点とするもの
健康福祉部	1 ボランティアに関すること(社会福祉課) 2 福祉関係団体との連絡調整に関すること(社会福祉課) 3 サーベイランス体制の協力に関すること(健康づくり課) 4 新型インフルエンザ等の一般相談窓口の設置に関すること(健康づくり課) 5 感染予防策の普及啓発に関すること(男女共同こども課) 6 新型インフルエンザ等患者及び接触者の調査、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に関すること(健康づくり課) 7 新型インフルエンザワクチンの接種に関すること(健康づくり課) 8 医療施設に対する感染予防及びまん延防止の指導に関すること(健康づくり課) 9 福祉施設(保育所を除く)に対する感染予防及びまん延防止の指導に関すること(長寿福祉課) 10 相馬郡医師会等医療関係機関との連絡調整及び協力依頼に関すること(健康づくり課) 11 災害時要支援配慮者(児童、障がい者、高齢者等)に対する情報提供・共有(広報活動)とその宿舎における感染予防及びまん延防止の指導に関すること(障がい者等:社会福祉課・児童:男女共同こども課・高齢者:長寿福祉課)

部(課)	役割
経済部	1 食料品、生活必需品等の流通機能の維持に関すること(商工労
	政課)
	2 農林水産物の安定供給に関すること(農政課)
	3 事業別組合等に対する事業活動の自粛要請に関すること(農林     整備課)
	4 企業に対する活動維持・復旧のための支援に関すること(商工労
	政課)
	5 観光業界等に対する情報提供及び同業界からの情報収集に関
	すること(観光交流課)
	6 観光協会等に対する観光活動の自粛要請等に関すること(観光 交流課)
	7 備蓄した食料品、生活必需品等の配給に関すること(SA利活用
	推進課、農政課、農林整備課)
建設部	1 ライフライン(水道、下水道)に関すること(水道課・下水道課)
	2 ライフライン(電気、ガス)に関すること(都市計画課)
	3 ヘリポートの確保・運用に関すること(都市計画課)
	4 輸送路等道路交通の確保(土木課)
	5 応急仮設住宅の入居者に対する情報提供・共有(広報活動)及び
	感染予防・まん延防止の指導に関すること(建築住宅課)
会計課	1 出納機能の確保(現金及び物品の出納及び保管)に関すること
	2 各部の活動支援に関すること
	3 その他本部長の指示する事項に関すること
総合病院事	1 発生時における応急医療の提供及び支援に関すること
務部	2 発熱外来、患者収容施設等医療提供体制の確保、運営に関する こと
	3 その他本部長の指示する事項に関すること

部(課)	役割
教育委員会事務局	1 教育委員会における行政機能の維持(業務継続)及び職員の動員、並びに職員の健康管理(感染予防、まん延の防止)に関すること(教育総務課) 2 教育長(副本部長)の秘書に関すること(教育総務課) 3 教育関係施設の活動自粛や一時休館に関すること(学校教育課・幼児教育課・文化財課・中央図書館) 4 教育機関(幼稚園、保育所、小中学校)における感染予防、まん延防止及び情報収集に関すること(学校教育課・幼児教育課) 5 各部の活動支援に関すること(学校教育課・幼児教育課・文化財課・中央図書館) 6 その他本部長の指示する事項に関すること(学校教育課・幼児教育課・幼児教育課・文化財課・中央図書館)
議会事務局 ・選管事務局 ・監査事務局 ・農委事務局	1 各行政委員会における行政機能の維持(業務継続)及び職員の動員、並びに職員の健康管理(感染予防、まん延の防止)に関すること(議会事務局・選管事務局・監査事務局・農委事務局) 2 他自治体議会からの調査等に関すること(議会事務局) 3 各部の活動支援に関すること(議会事務局・選管事務局・監査事務局・農委事務局) 4 その他本部長の指示する事項に関すること(議会事務局・選管事務局・監査事務局・農委事務局)
小高区役所 鹿島区役所	1 区役所における行政機能の維持(業務継続)及び職員の動員、並びに職員の健康管理(感染予防、まん延の防止)に関すること(地域振興課) 2 各部の活動支援に関すること(市民福祉課、産業建設課) 3 その他本部長の指示する事項に関すること(市民福祉課、産業建設課)

#### 7 市行動計画の主要な対策

市行動計画は、その目標と活動を、政府行動計画及び県行動計画で示す目標を参考に、「実施体制と情報収集」、「情報提供・共有」、「予防・まん延防止」、「予防接種」、「市民生活及び地域経済の安定に関する措置」の5分野を基本分野とし、計画する。

# (1) 実施体制と情報収集

新型インフルエンザ等発生前において、市の関係部(課)は、相互に連携を図り、行動計画を実施するための必要な対策や発生時において重要業務が継続できる体制を整えるため、業務継続計画の策定を行うとともに、県や関係機関等の連携強化を図っておく必要がある。

発生を早期に探知し、さらに状況を把握するため、国内外の情報収集に努め、県や 隣接市町村、避難している市民を受け入れている市町村等との情報を共有する。

国内で新型インフルエンザ等が発生した場合は、発生時の対策準備として関係部課での連絡会を開催する。県内や隣接市町村、市内で新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに市対策本部を設置し、県、隣接市町村、避難している市民を受け入れている市町村及び関係機関との連携を図りつつ、迅速かつ的確な対策を講じる。

更に、特措法に基づき、政府が緊急事態宣言を発出した場合には、県等と連携し、 必要な措置を講ずる。

また、新感染症が発生した場合には、国、県からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

# (2)情報提供・共有

#### ア 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等に関する情報収集を図るとともに、新型インフルエンザ等の 感染予防とまん延防止の観点から、市は、市民に対して発生前から市民一人ひとりが 新型インフルエンザ等とその対策について理解し意識を高め、適切に行動することが 重要である。そのためには、国、県、市、医療機関、一般の事業者及び市民の間での コミュニケーションが必須であることから、新型インフルエンザ等に関する情報提供 と共有に努める。

#### イ 情報提供・共有の概要

# (ア)情報提供手段の確保

市民の生活様式が多種多様であり、情報を受け取るための媒体、受取り方、機会が異なることが考えられ、また、障がい者(視覚障がい者、聴覚障がい者等)高齢者、外国人などの情報を受け取りにくい方にも配慮し、多種多様な媒体(広報紙、ホームページ、防災無線、広報車等)を用いるとともに、丁寧で理解しやすい内容のものに努め、できる限り迅速で的確な情報提供を行う。

なお、情報提供の主体(国、県、市等)がそれぞれに情報提供を行うことも考えられ、その結果市民に混乱が生じないよう、市は、他の連絡情報主体と事前に連絡調整を行い、適切な情報提供手段により情報提供を行う。

# (イ)情報提供・共有にあたっての視点

市は、最も市民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、市民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び市民からの相談受付等について、中心的な役割を担う。よって、発生前から、情報収集、提供体制を整備し、国、県が発信する情報を入手することに努めるとともに、市組織内での情報共有体制を整備する。市民に対して提供する情報は、地域の新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施される対策に係るものだけでなく、公共交通機関の運行状況、医療機関の診療状況、小売、サービス業の営業状況等市民生活全般に関するものとする。なお、発生前から、誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策において大きく寄与することの認識についても共有を図るものとする。

また、市は、新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制の整備に努めるとともに、市民が自ら情報を容易に収集できるよう、市ホームページ等において国、県、その他関係機関を案内できるよう利便性の向上に努める。

#### (3) 予防・まん延防止

#### ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめることが、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

新型インフルエンザ等の感染拡大をとどめることは困難であるが、健康被害を最小限にとどめるとともに、国民生活・経済への影響を最小化することを目的として、適

切な医療の提供と並んで、その流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、治療を要する患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、まん延防止対策を講じることが重要である。なお、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生学的観点から実施するまん延防止対策は特に重要な施策である。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うが、 まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に 影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

#### イ 主なまん延防止対策

#### (ア)個人における対策

国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院 措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・ 咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践 するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不 要不急の外出の自粛要請等を行う。

#### (イ)地域対策及び職場対策

人と人との接触機会を少なくすることなどにより、多くの未感染者が患者又は潜 伏期間にある者と接触する機会をできる限り減らす対策である。

国内発生早期から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の 季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する 必要がある。また、緊急事態宣言が発出されている場合においては、主に国内発生 早期において、施設の使用制限等の要請等を行う。

#### (4) 予防接種

#### ア 予防接種の目的

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイル

ス株や製造時期が異なるパンデミックワクチンとプレパンデミックワクチンの2種類がある。パンデミックワクチンは、新型インフルエンザの発生後にそのウイルスを基に製造されるものであり、プレパンデミックワクチンは、発生する前の段階で、パンデミックを引き起こす可能性のあるウイルスを基に製造される。

なお、新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが 困難であることも想定されており、政府行動計画及び県行動計画に従い、本項目で は新型インフルエンザに限定して記載する。

#### イ 市民に対する予防接種の概要

緊急事態宣言が発出されている場合は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び 健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることの ないようにするため、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの国民に接種する。

特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条の規定(臨時の予防接種)による予防接種として、原則として集団的接種を行うことにより、全国民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。

緊急事態宣言が発出されていない場合においても、国民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの患者数を大きく上回る患者が発生し、医療をはじめ、我が国の社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあるため、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として、全国民が接種することができる体制の構築を図る。

緊急事態宣言が発出されていない場合においては、予防接種法第6条第3項の規 定に基づく新臨時接種として、市町村が接種を実施する。

# ウ 特定接種と住民接種

#### (ア)特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

政府行動計画において、事前に特定接種の対象者、接種順位等の基本的な考え方を整理しているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、新型インフルエンザ等が発生した場合には、国は、国が設置するその病原性などの特定に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定することとしている。

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対しては、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対

策の実施に携わる地方公務員に対しては、当該地方公務員の所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的に接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが必要である。

# 特定接種の概要

対象者	登録事業者( )の	対策に従事する県職	対策に従事する市職
	業務に従事する者	員	員
	対策に従事する国家		
	公務員		
実施主体	国	県	市
接種方法	原則として集団的接種		
接種する	プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチン(プレパン		
ワクチン	デミックワクチンが有効でない場合)		
接種回数	原則 2 回		

「医療提供業務」又は「国民生活・国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けているもの

#### 【政府行動計画より抜粋】

政府行動計画 - 6

- (4)予防・まん延防止
- (ウ)予防接種
  - ) 特定接種

特定接種の対象となり得る者は、

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下、「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

# である。

特定接種については、基本的には、住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」に ついて、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体 と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定(地方)公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定(地方)公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国 民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者な どが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添のとおりとする。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、 医療関係者、 新型インフルエンザ等対策の 実施に携わる公務員、 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事務者を含む。) それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特定に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

# - 2)特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

# (イ)住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する 予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が発出されている場合について は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が発出されていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、政府行動計画において、事前に接種順位等の基本的な考え方を整理しているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、新型インフルエンザ等が発生した場合には、国は、その病原性等の情報を踏まえ、基本的対処方針により、接種順位を決定する。

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、市は、国及び県と連携し、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

# 住民接種の概要

緊急事態宣言	発出されている場合	発出されていない場合	
予防接種の取り扱い	臨時の予防接種	新臨時接種	
対象者	全ての市民		
	接種順位は、 医学的ハ	イリスク者、 小児、 成	
	人・若年者、 高齢者(	65歳以上の者)に分類し、	
政府対策本部で決定する			
実施主体	市		
接種方法	原則として集団的接種		
	接種会場は、公共施設等を活用する		
	接種に必要な医師や看護師等の医療従事者は、相馬		
	郡医師会等の協力を得て	確保する	
接種するワクチン パンデミックワクチ			
接種回数	原則 2 回		

#### 【政府行動計画より抜粋】

政府行動計画 - 6

- (4)予防・まん延防止
- (ウ)予防接種
  - ) 住民接種

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを 基本とする。

医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することに より重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)

成人・若年者

高齢者: ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えらえる群 (65歳以上の者)

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第 46 条第 2 項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

- 1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
  - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
  - (医学的ハイリスク者 > 成人・若年者 > 小児 > 高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

医学的ハイリスク者 成人・若年者 小児 高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
- (医学的ハイリスク者 > 高齢者 > 小児 > 成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

医学的ハイリスク者 高齢者 小児 成人・若年者

- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
- (医学的ハイリスク者 > 小児 > 高齢者 > 成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

医学的ハイリスク者 小児 高齢者 成人・若年者

- 2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
  - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
  - (医学的ハイリスク者 > 成人・若年者 > 高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

小児 医学的ハイリスク者 成人・若年者 高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者 > 高齢者 > 成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定) 小児 医学的ハイリスク者 高齢者 成人・若年者
- 3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることにも置く考え方
  - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
  - (成人・若年者 > 高齢者の順で重症化しやすいと仮定) 医学的ハイリスク者 小児 成人・若年者 高齢者
  - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
  - (高齢者 > 成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

医学的ハイリスク者 小児 高齢者 成人・若年者

# (5) 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等の一つの想定として、全人口の25%がり患し、流行が約8週間程度続くと予想されている。各事業所においては、本人や家族のり患等により、従業員の最大40%が欠勤することも想定され、これらにより、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低の市民生活を維持できなくなるおそれがある。

各事業者、特に、電気、ガス、水道等の市民生活の基盤となる事業者は、県が策定した新型インフルエンザ等に対応した業務継続計画を参考に、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、従業員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備える。

市も必要最小限の行政サービスを維持するため、事業継続計画の策定を進める。また、 市内事業所の策定状況の把握と対応等を検討する。

市民生活を維持するため、国、県と連携し、ごみの排出、電気、ガス、水道その他資源の使用の抑制、食料・生活必需品の確保と配給、在宅療養者等への支援、火葬場の火葬能力を超えた場合、遺体を一時安置するための臨時施設(市の公共施設)の確保、遺体の搬送等の対策を行う。

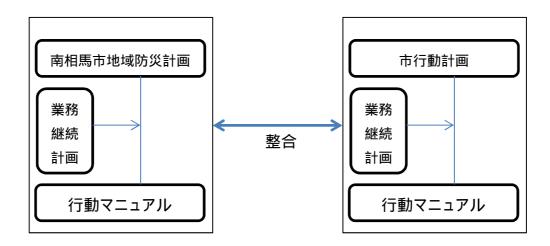
また、高齢者世帯、障害者世帯、市内外に避難している市民等、新型インフルエンザ等の流行により、孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯への生活支援(安否確認、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)は、平時にも増して重要であり、発生前から生活支援について検討し発生時に備える。

# 8 関係計画との調整並びに業務継続計画及び行動マニュアルの策定

### (1) 市の関係計画との調整

市では、市域で発生する恐れがある各種災害に備え、発生時には的確に対応するために、平成26年3月に災害対策基本法に規定する「南相馬市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。)」を策定している。市地域防災計画は、市及び防災関係機関が相互に緊密な連携を図りつつ、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的としており、市行動計画と関係性、類似性を有するものである。

このことから、市行動計画は市地域防災計画と整合を図るものとする。



## (2) 業務継続計画(BCP)及び行動マニュアルの策定

市は、市民にとって一番身近な基礎自治体、行政であり、市民生活に密着した行政サービスを提供していることから、新型インフルエンザ等が発生した場合であっても、休止することで市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務については、継続して実施することが求められる。新型インフルエンザ等の発生により、職員もり患することで行政機能の低下が余儀なくされる状況も想定される中で、機能の継続性を確保することが求められている。このような状況の中でも、市は、必要な業務を継続しつつ、新型インフルエンザ等対策を実施できるよう、南相馬市業務継続計画(BCP)(以下「市業務継続計画」という。)を策定し、新型インフルエンザ等の発生に備えるものとする。

また、市行動計画に定める各種対策を迅速かつ適切に実施するため、各種対策の具

体的な実施方法等を示したマニュアル(以下「行動マニュアル」という。)を策定する ものとする。

### ア 市業務継続計画の概要

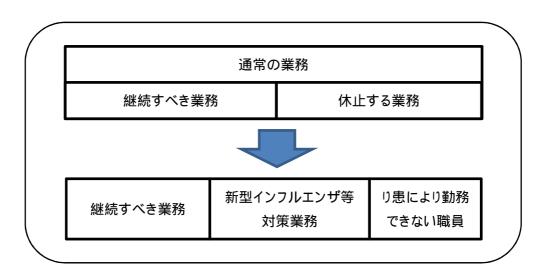
### (ア)策定の趣旨

市業務継続計画は、新型インフルエンザ等が市内において発生し、感染が拡大する恐れがでた場合を想定して、市民生活を維持するために必要最小限の業務を継続するための市の対応を定めるもの。

## (イ)市業務継続計画で定める事項

新型インフルエンザ等が市内で発生した場合等の市の通常業務の取扱いや市 職員の行動等に関する基本方針及び各部署の実施計画

- ・通常業務のうち継続しなければならない業務(業務継続の優先度の設定)
- ・職員の勤務形態 等
- (ウ)新型インフルエンザ等が市内で発生した場合等の市の体制イメージ



## イ 行動マニュアルの概要

## (ア)策定の趣旨

行動マニュアルは、市行動計画に定める新型インフルエンザ等対策について、 各対策の具体的な実施方法等を定めるもの。

- (イ)行動マニュアルで定める事項
  - ・各対策の具体的な実施方法、実施手順、実施体制
  - ・職員の勤務形態 等

# 【各論】

# 段階ごとの対策

### 1 未発生期における対策

### 未発生期

新型インフルエンザ等が発生していない状態

### 目的

- 1)発生時に備えて体制の整備を行う
- 2)国、県との連携の下に発生の早期確認に努める

#### 対策の考え方

- 1)新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国、県、医療機関等関係機関との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2)新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、市民及び関係機関に対し継続的な情報提供を行う。

## 【 実施体制と情報収集 】

- ·庁内の体制の準備(市対策連絡会設置、業務継続計画及び行動マニュアルの策定と見直し、行動計画の見直し等)
- ・国、県との連携強化(平素からの情報交換、連携体制の確認、県への通報体制の準備、確認)
- ・避難している市民を受け入れている市町村との協力体制の構築と確認
- ・必要に応じて、南相馬警察署や相馬広域消防との連携を進める
- ・新型インフルエンザ等に関する情報の収集(県のホームページ及び相双保健福祉事務所からの 通常感染症発生動向調査、インフルエンザ流行期における情報等の収集)
- ・国、県等の調査研究、研修への参加
- ・国、県からの要請に応じ、サーベイランスへの協力(等)

### 対 策

- ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市民に継続的に 分かりやすい情報提供を行う
- ·発生段階ごとの広報内容、広報窓口(記者会見等メディア担当)、広報媒体の確認、公表基準の確認
- ・新型インフルエンザ等の知識の普及、感染予防策の周知(一般的な感染予防策、健康管理、必要に応じ発生地域等の不要不急の旅行の自粛の呼びかけ)のため、広報紙、ホームページ、パンフレット、ポスター等による啓発
- ・特に、学校、保育所、幼稚園は集団発生が発生したり、地域への感染拡大の起点となりやすいことから、平常時から教育委員会と連携して、児童生徒等に対し感染症や公衆衛生について情報提供し、丁寧に指導する
- ・応急仮設住宅及び除染作業員宿舎は集団発生したり、感染拡大の起点となりやすいことから、 平時から関係課が連携して、住民に対し感染症や公衆衛生について情報提供し、丁寧に指導 する
- ·緊急時に情報を提供、共有できる体制の構築(近隣の市町村間、相双保健福祉事務所との担当者間のメールや電話などのホットライン、リアルタイムかつ双方向の情報共有できる体制の確立)
- ・新型インフルエンザ等相談窓口設置の準備

## 【 予防まん延防止対策 】

- ・個人における対策の普及(マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避ける等の基本的な感染予防策、健康管理、必要に応じ発生地域等への不要不急の旅行を自粛する呼びかけ)の周知
- ・地域対策、職場対策の周知(職場における感染予防対策、施設の使用制限の要請等の周知)
- ・観光客の感染防止対策について関係事業者等への要請の準備
- ・幼児、児童、生徒の健康管理の準備
- ・国、県からの要請に応じ、水際対策への協力

## 対 策

- ・接種体制の構築
- ・ワクチン需要量を算出してお〈等住民接種のシミュレーションを行うとともに、手順を計画し、集団 的接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る
- ・避難している市民等への接種を想定し、避難先市町村との連携を密にし、避難先での接種が円滑になされるよう努める(広域的な協定の締結等)
- ・医師会、事業者、学校関係者等と協力し、具体的な実施方法を準備
- ・ワクチンの生産及び供給体制に関する情報の収集
- ・市が実施する特定接種の準備(対象となる市職員の決定、国、県への人数の報告)
- ・国、県からの要請に応じ、特定接種の対象となる事業者の登録等への協力

# 【 市民生活及び地域経済の安定に関する措置 】

- ·要援護者等に対し、感染期の生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともに、その具体的手続きの検討
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または 施設及び設備を整備
- ・国、県からの要請に応じ、指定(地方)公共機関の業務計画等の作成や物資供給の確保に協力する(新型インフルエンザ等の発生に備え、各事業者に対し、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう啓発)
- ・火葬、安置能力の把握

## 2 海外発生期における対策

### 海外発生期

海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

### 目的

- 1)国内、県内発生に備えて体制の整備を行う
- 2)市民に対する情報提供を行う

### 対策の考え方

- 1)新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、準備を進める。
- 2)対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3)海外での発生状況について市民に対して注意喚起する

# 【 実施体制と情報収集 】

対 策

- ・市対策連絡会を設置、情報の収集と初動体制の確認
- ・市対策本部の設置準備
- ・海外、国、県の発生に関する情報収集(県のホームページ及び相双保健福祉事務所からの通常 感染症発生動向調査、インフルエンザ流行期における情報等の収集)及び関係機関との連絡 調整
- ・相双保健福祉事務所の情報により新型インフルエンザ等発生時の医療機関対応の確認
- ・国、県との連携強化、情報共有
- ・国、県からの要請に応じ、サーベイランスへの協力(新型インフルエンザ等り患者の早期発見のための調査協力、発生国に渡航し、帰国後に感染の可能性が疑われる者等への相談は、遅滞なく相双保健福祉事務所と協議し対応)
- ・市組織内の感染防止策及び業務の継続又は自粛の検討、準備

【緊急事態宣言が発出されている場合】

- ・市対策本部の設置
- ・実施体制の強化

## 対 策

- ・市民等への継続的な情報提供、注意喚起(海外での発生状況、現在の対策、県内で発生した場合に実施される対策等ホームページの内容等について随時更新し、できる限りリアルタイムによる迅速かつ正確な情報の提供)
- ・国、県、関係機関等とのリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う
- ・相談窓口による適切な情報提供ができるよう相談体制の充実、強化(新型インフルエンザ等相談窓口設置の準備、設置)

# ( 予防まん延防止対策)

- ・個人における対策の普及(マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避ける等の基本的な感染予防策、健康管理、必要に応じ発生地域等への不要不急の旅行を自粛する呼びかけ)の周知
- ・地域対策、職場対策の周知(職場における感染予防対策、施設の使用制限の要請等の周知)
- ・観光客の感染防止対策について関係事業者等へ要請
- ・児童生徒の健康管理について実施
- ・学校、保育施設等の臨時休業等の準備
- ・国、県からの要請に応じ、感染症危険情報の市民への周知や水際対策への協力 【緊急事態宣言が発出されている場合】
- ・国、県からの要請に基づき、市民等に対して不要不急の外出自粛や学校等の施設や興行場等の使用制限、各種催物の開催制限等を周知

対 策

- ・特定接種の実施(国、県の指示を受け、対象となる市職員に本人の同意を得て特定接種を実施)
- ·住民接種の準備(接種順序の決定、集団接種が適正に行われるよう医師会、医療機関、関連施設と連携強化、会場の確保)、
- ・市民に対し、接種の進捗状況、ワクチンの有効性や安全性に関する情報を提供、ワクチンの供給が可能になり次第、接種開始

を提供

【緊急事態宣言が発出されている場合】

・国が示す基本的対処方針に基づく臨時の予防接種の実施

# [ 市民生活及び地域経済の安定に関する措置]

- ・要援護者等世帯の把握、支援の準備
- ·火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う
- ・防犯ボランティア団体の防犯活動への取組み強化の呼びかけ
- ・国、県からの要請に応じ、指定(地方)公共機関等の事業継続の取り組みへの協力 【緊急事態宣言が発出されている場合】
- ・電気、ガス、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる

## 3 県内未発生(国内発生)期における対策

### 県内未発生(国内発生)期

国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態

### 目的

- 1) 県内発生に備えて体制の整備を行う
- 2)市民に対し情報提供を行う

### 対策の考え方

- 1)国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が行う新型インフルエンザ等緊急事態 宣言に基づき、積極的な感染対策等をとる。
- 2)医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3)住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合にはできるだけ速やかに実施する。

# 【 実施体制と情報収集 】

対 策

- ・海外、国、県からの発生情報に関する把握
- ・市対策連絡会を設置、情報の収集と初動体制の準備
- ・市対策本部の設置準備
- ・県内及び市内発生に備えた体制の強化
- ・国、県との連携強化、情報共有
- ・適正な医療が提供できるよう、相双保健福祉事務所、医師会、医療機関、消防署との連携強化
- ・国、県からの要請に応じ、サーベイランスへの協力
- ・相双保健福祉事務所と連携し、市内における患者(疑い例を含む)発見や集団発生を目的とした サーベイランスの強化と市内で発生した場合の状況の早期把握
- ・相双教育事務所へ幼稚園、学校等におけるインフルエンザ様症状を呈する者の報告
- ・相双保健福祉事務所の要請により、疫学調査の協力
- ·庁内における重要業務の継続や不要不急の業務の縮小に向けた取組み及び感染防止策を開始

## 【緊急事態宣言が発出されている場合】

・市対策本部の設置

## 対 策

- ・市民等への継続的な情報提供、注意喚起(国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内で発生した場合に実施される対策等ホームページの内容等について随時更新し、できる限りリアルタイムによる迅速かつ正確な情報の提供)
- ・メディア等に対し、発生及び対応状況についての情報提供
- ・相談窓口による適切な情報提供ができるよう相談体制の充実、強化(新型インフルエンザ等相談窓口設置)

# 【 予防まん延防止対策 】

- ・個人における対策の普及(マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避ける等の基本的な感染予防策、健康管理、必要に応じ発生地域等への不要不急の旅行を自粛する呼びかけ)の周知
- ・地域対策、職場対策の周知(職場における感染予防対策、施設の使用制限の要請等の周知)
- ・観光客の感染防止対策について関係事業者等へ要請
- ・児童生徒の健康管理について実施
- ・学校、保育施設等の臨時休業等の準備
- ・国、県からの要請に応じ、感染症危険情報の市民への周知や水際対策への協力 【緊急事態宣言が発出されている場合】
- ・国、県からの要請に基づき、市民等に対して不要不急の外出自粛や学校等の施設や興行場等の使用制限、各種催物の開催制限等を周知

## 対 策

- ・特定接種の実施(対象となる市職員を対象に本人の同意を得て特定接種を実施)
- ·住民接種の準備(接種順序の決定、集団接種が適正に行われるよう医師会、医療機関、関連施設と連携強化、会場の確保)
- ・住民接種に関する情報を提供、ワクチンの供給が可能になり次第、接種開始
- ・予防接種の情報の管理(台帳・記録の保存)
- 市民からの住民接種に関する相談体制の強化
- ・住民接種の有効性、安全性を調査

【緊急事態宣言が発出されている場合】

・国が示す基本的対処方針に基づく臨時の予防接種の実施

# [ 市民生活及び地域経済の安定に関する措置]

### 対 策

- ・国、県からの要請に応じ、指定(地方)公共機関等の事業継続の取り組みへの協力
- ・食料品や生活必需品の備蓄の準備を市民に要請しつつも、過剰な買占め行動を慎むよう市 民への呼びかけ
- ・要援護者等世帯の把握、支援の準備
- ・火葬能力を超えた場合の一時安置できる施設等の確保準備
- ・上下水道等市民生活の維持に必要な市管理施設機能の確保
- ・防犯活動への取組み強化の呼びかけと警察署との連携強化

【緊急事態宣言が発出されている場合】

・電気、ガス、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる

# 4 県内発生早期における対策

### 県内発生早期

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で行う ことができる状態
- ・国内では都道府県ごとに状況が異なる可能性があり、国内での発生段階としては、「国内発生 早期」または「国内感染期」のいずれかとなる。

国内発生早期:国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

国内感染期:国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学 調査で追えな〈なった状態

#### 目的

- 1) 県内、市内での感染拡大をできる限り抑える
- 2) 感染拡大に備えた体制の整備を行う
- 3)市民に対し情報提供を行う

#### 対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言に基づき、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 引き続き、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合にはできるだけ 速やかに実施する。

## 【 実施体制と情報収集 】

- ・市対策本部の設置、情報の集約、共有、分析と対策の実施
- ・国、県との連携強化、情報共有
- ・海外、国、県の発生に関する情報収集及び関係機関との連絡調整。
- ・適正な医療が提供できるよう、相双保健福祉事務所、医師会、医療機関、消防署との連携強化
- ・国、県からの要請に応じ、サーベイランスへの協力
- ・相双保健福祉事務所と連携し、市内における患者(疑い例を含む)発見や集団発生を目的とした サーベイランスの強化と市内で発生した場合の状況の早期把握
- ・相双教育事務所へ幼稚園、学校等におけるインフルエンザ様症状を呈する者の報告
- ・相双保健福祉事務所の要請により、疫学調査の協力

・市組織における重要業務の継続や不要不急の業務の縮小に向けた取組み及び感染防止策の 開始

# 【情報提供·共有】

### 対 策

- ・市民等への継続的な情報提供、注意喚起(国内、県内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内で発生した場合に実施される対策等ホームページの内容等について随時更新し、できる限りリアルタイムによる迅速かつ正確な情報の提供)・メディア等に対し、発生及び対応状況についての情報提供
- ・新型インフルエンザ等相談窓口による適切な情報提供ができるよう相談体制の充実、強化

# (予防まん延防止対策)

- ・国、県と連携した県内での感染拡大防止策の実施
- ・学校等の臨時休校、集会・外出の自粛要請、個人防御の周知など公衆衛生対策の実施
- ・国、県からの要請に応じ、感染症危険情報の市民への周知や水際対策への協力 【緊急事態宣言が発出されている場合】
- ・国、県からの要請に基づき、市民等に対して不要不急の外出自粛や学校等の施設や興行場等の使用制限、各種催物の開催制限等を周知

### 対 策

- ・特定接種の実施(対象となる市職員を対象に本人の同意を得て特定接種を実施)
- ・住民接種の準備(接種順序の決定、集団接種が適正に行われるよう医師会、医療機関、関連施設と連携強化、会場の確保)
- ・住民接種に関する情報を提供、ワクチンの供給が可能になり次第、接種開始
- ・予防接種の情報の管理(台帳・記録の保存)徹底
- 市民からの住民接種に関する相談対応
- ・住民接種の有効性、安全性の調査

【緊急事態宣言が発出されている場合】

・国が示す基本的対処方針に基づく臨時の予防接種の実施

# [ 市民生活及び地域経済の安定に関する措置]

### 対 策

- ・国、県からの要請に応じ、指定(地方)公共機関等の事業継続の取り組みへの協力
- ・食料品や生活必需品の過剰な買占め行動を慎むよう市民への呼びかけ
- ・要援護者等世帯の把握、支援
- ・火葬能力を超えた場合の一時安置できる施設等の確保
- ・防犯活動への取組み強化の呼びかけと警察署との連携強化

【緊急事態宣言が発出されている場合】

・電気、ガス、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる

# 5 県内感染期における対策

### 県内感染期

- · 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えな〈なった状態
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む
- ・国内では、国内感染期となるが、都道府県によって状況が異なる可能性がある

### 目的

- 1)市民の健康被害を最小限に抑える
- 2)市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える
- 3)死亡者や基礎疾患を有する者等の重症化をできるだけ減少させる

#### 対策の考え方

- 1)感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- 2)状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、 個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 3)受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 4)状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## 【 実施体制と情報収集 】

- ・市対策本部で情報の集約、共有、分析と対策の実施
- ・国、県との連携強化、情報共有
- ・国、県からの要請に応じ、サーベイランスへの協力
- ・海外、国、県の発生に関する情報収集及び関係機関との連絡調整
- ・庁内における重要業務の継続や不要不急の業務の縮小及び感染防止策の継続
- ・「南相馬市新型インフルエンザ等対策行動計画」を必要に応じて随時見直し、体制を再整理

## 対 策

- ・市民等への継続的な情報提供、注意喚起(国内、県内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内で発生した場合に実施される対策等ホームページの内容等について随時更新し、できる限りリアルタイムによる迅速かつ正確な情報の提供)・メディア等に対し、発生及び対応状況についての情報提供
- ・市役所業務で中止窓口、閉鎖業務の決定と市民への周知徹底
- ・新型インフルエンザ等相談窓口による適切な情報提供ができるよう相談体制の充実強化

# 【 予防まん延防止対策 】

### 対 策

- ・国、県と連携した県内での感染拡大防止策の実施
- ・学校等の臨時休校、集会・外出の自粛要請、個人防御の周知など公衆衛生対策の実施
- ・国、県からの要請に応じ、感染症危険情報の市民への周知や水際対策への協力
- ・基礎疾患を有する者が集まる高齢者施設等における集団感染予防対策等の強化
- ・観光客の感染防止対策について関係事業者等へ要請の継続
- ・児童生徒の健康管理徹底を継続

【緊急事態宣言が発出されている場合】

・国、県からの要請に基づき、市民等に対して不要不急の外出自粛や学校等の施設や興行場等の使用制限、各種催物の開催制限等を周知

### 対 策

- ・特定接種の実施(対象となる市職員を対象に本人の同意を得て特定接種を実施)
- ・住民接種の準備(接種順序の決定、集団接種が適正に行われるよう医師会、医療機関、関連施設と連携強化、会場の確保)
- ・住民接種に関する情報を提供、ワクチンの供給が可能になり次第、接種開始
- ・予防接種の情報の管理(台帳・記録の保存)徹底
- 市民からの住民接種に関する相談対応
- ・住民接種の有効性、安全性を調査

【緊急事態宣言が発出されている場合】

·住民接種(新臨時接種)の実施

# [ 市民生活及び地域経済の安定に関する措置]

### 対 策

- ・国、県からの要請に応じ、指定(地方)公共機関等の事業継続の取り組みへの協力
- ・食料品や生活必需品の過剰な買占め行動を慎むよう市民への呼びかけ
- ・要援護者等世帯の把握、支援
- ・火葬能力を超えた場合の一時安置できる施設等の確保

【緊急事態宣言が発出されている場合】

- ・電気、ガス、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる
- ・特措法に基づく特例による埋葬火葬の実施

## 6 小康期における対策

#### 小康期

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

### 目的

- 1)市民生活及び地域経済の回復を図る
- 2)流行の第二波に備える

### 対策の考え型

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による市民生活及び地域経済への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

# 【 実施体制と情報収集 】

### 対 策

- ・実施体制の縮小、廃止
- ・海外、国、県の発生に関する情報の収集及び関係機関と連絡調整
- ・これまでの各段階における対策に関する評価を行うとともに、県の行動計画、指針等の見直しを 踏まえ、必要に応じ、市の行動計画等の見直し
- ・流行の第二波に備え、庁内の重要業務を継続していくために必要な業務を検討。また、各地域 の感染動向を踏まえつつ、縮小・中止していた業務の再開時期を検討し周知
- ・新型インフルエンザ等の動向を着実に把握し、新たな発生や流行の再燃に備える
- ・国、県からの要請に応じ、サーベイランスへの協力

## 【 情報提供·共有 】

- ・市民等への継続的な情報提供、注意喚起(国内、県内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内で発生した場合に実施される対策等ホームページの内容等について随時更新し、できる限りリアルタイムによる迅速かつ正確な情報の提供)
- ・これまでの情報提供体制を評価し、第二波に向けた体制等の見直し、整備
- ・メディア等に対し、適宜、市内の発生及び対応状況について情報の提供
- ・状況により新型インフルエンザ等相談窓口の体制縮小

# 【 予防まん延防止対策 】

対 策

- ・感染動向を踏まえつつ、外出や集会の自粛の解除、学校や保育施設等の再開等を行う時期に ついて検討し、周知
- ・流行の第二波に備え、観光客の感染防止対策について検討
- ・流行の第二波に備え、児童、生徒の健康管理について検討

# (予防接種)

対 策

・流行の第二波に備え、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の推進

# 【 市民生活及び地域経済の安定に関する措置 】

対 策

- ・食料品や生活必需品の過剰な買占め行動を慎むよう市民への呼びかけ
- ・対策に必要な物資及び資材の備蓄、供給準備
- ・事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない時期 について検討を行い、周知
- ・登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、 事業を継続していくために必要な検討を行うよう要請。
- ・流行の第二波に備え、通常のごみ収集回数が少なくなることを想定し、ごみ の排出抑制対策について検討
- ・新型インフルエンザ等により近親者を失った者、養護者を失った児童・高齢者・障がい者やまん 延防止対策に従事した市民、関係職員等に対して、必要に応じて、こころのケアの実施
- ・要援護者等に対し、生活支援(見回り、食事提供等)、搬送、死亡等の対応の実施
- ・流行の第二波に備え、防犯ボランティア団体の防犯活動への取組みについて検討
- ・流行の第二波に備え、火葬体制・遺体安置所について、新型インフルエンザ等による死亡者数 を踏まえ、順次閉鎖

【緊急事態宣言が発出されている場合】

・国、県からの要請に応じ、事業者の業務再開への協力